学士会大学支部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人学士会(以下、本会と称する)の大学支部に関する事項を定める。

(目的)

第2条 大学支部は、本会が行う七大学支援事業及び七大学と本会が連携して行う事業 を円滑に遂行するために必要な情報共有や調整を行うとともに講演会などの各種 イベントを実施し、本会会員相互の親睦を図る。

(大学支部及び構成員)

- 第3条 大学支部として、学士会北海道大学支部、学士会東北大学支部、学士会東京大学支部、学士会名古屋大学支部、学士会京都大学支部、学士会大阪大学支部、学士会九州大学支部を置く。
 - 2 各大学支部の構成員は、当該大学の卒業生、教職員、学生などその大学に関係する本会会員・学生会員とする。

(役員)

第4条 各大学支部には、支部長1名、幹事若干名を置く。支部長は各大学総長とし、本 会理事長が委嘱する。幹事は支部長が指名する。

(事務)

第5条 大学支部の事務作業については、各大学の協力を得て行う。

(活動)

- 第6条 大学支部は次の活動を行うことができる。
 - (1) 当該大学への支援事業や連携事業等に関する連絡調整
 - (2) 講演会や勉強会などの文化的事業
 - (3) 総会や委員会などの開催
 - (4) 本会や七大学および関連同窓会が行うイベントへの協力
 - (5) 本会や七大学および関連同窓会に関する情報の収集および会員への提供
 - (6) 会員の活動に対する支援
 - (7) その他、前各号に関連するすべての事業

(費用)

第7条 大学支部の活動のための経費については、その全額または一部を本会が負担することがある。

(義務)

第8条 大学支部は本会理事長に対して、毎年1回の事業活動報告を行うものとする。

付則 本規程は平成29年11月24日より施行する。

(参考)定款第6条

- 第6条 本会の正会員は、次の資格のひとつを備える者とする。
 - (1)東京大学、京都大学、東北大学、九州大学(旧九州芸術工科大学を含む)、北海道大学、大阪大学(旧大阪外国語大学を含む)、名古屋大学及びその前身の帝国大学、(旧)京城帝国大学、(旧) 台北帝国大学出身の学士
 - (2)前号の大学の大学院出身の修士又は博士(専門職学位を含む)
 - (3)第1号の大学の学長、副学長、理事若しくは監事の職にある者又はそれらの職にあった者
 - (4)第1号の大学の教授、准教授、助教若しくはその他の常勤の教育研究職にある者又はそれらの職にあった者
 - (5)論文を提出して第1号の大学から学位を受けた者
 - (6)第1号の大学に在学し学位を受けなかった者、同号の大学の運営に貢献した者等で、会員となるに ふさわしいと理事会が認めた者
- 2 学生会員は、第1項第1号の大学に在学する者とする。